

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会 設立総会 次第

日時：令和5(2023)年5月19日(金) 14時00分～

会場：栃木県公館中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 協議事項

第1号議案 とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会規約（案）について

第2号議案 令和5年度事業計画（案）について

第3号議案 令和5年度収支予算（案）について

(2) その他

4 閉会

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会名簿

(敬称略)

No.	機関・団体名及び役職	氏名	備考
1	栃木県生活文化スポーツ部 部長	野原 恵美子	
2	一般社団法人eスポーツとちぎ 代表理事	木内 裕祐	
3	栃木県eスポーツ連合 事務局長	荒川 良太	

※委員の記載は団体名の五十音順

とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、とちぎeスポーツ地域活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、栃木県及びeスポーツ関連団体の連携協力のもと、eスポーツ関連事業の実施により、eスポーツの普及及び地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) eスポーツに関するイベントの開催に関すること。
- (2) eスポーツの理解促進や機運醸成に資する事業の実施に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、栃木県生活文化スポーツ部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる団体の長が指名する者をもって充てる。

(役員の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員は、会長とともに実行委員会の会議（以下「総会」という。）に参加し、議決に参与する。

(任期)

第6条 第4条第1項に定める実行委員会の構成員の任期は、実行委員会の設立の日から解散する日までとする。

2 委員にあっては、前項の規定にかかわらず、就任時に属していた団体の所属でなくなった場合は、その任期は、当該者が当該団体に所属していた日までとする。

(報酬)

第7条 会長及び委員は無報酬とする。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた重要事項に関すること。

3 総会は、会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない委員等は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

6 前各項の規定に関わらず、会長は、必要があると認めるときは、総会において審議すべき事項について、書面により委員等に可否を求め、総会の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認めるとき又は総会の権限に属する事項で簡易なものであるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11条 実行委員会に監事を置く。

2 監事は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課課長補佐(総括)をもって充てる。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会計)

第12条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、栃木県の財務処理に準じて行う。

3 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第13条 実行委員会は、総会の議決により解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年5月19日から施行する。

2 実行委員会の設立時の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から翌年の3月31日までとする。

3 この規約は、実行委員会が解散した日に、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

団 体 名	委員数
一般社団法人 e スポーツとちぎ	1 人
栃木県 e スポーツ連合	1 人

令和5年度事業計画

1 基本的な考え方

栃木県及び e スポーツ関係団体等の連携協力のもと、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会文化プログラム「全国都道府県対抗 e スポーツ選手権 2022 TOCHIGI」のレガシーを継承し、県内における e スポーツの土壌づくりに取り組み、e スポーツの特徴を活かし、イベント開催等を通じて若者等の交流機会の創出や観光誘客、高齢者・障害者の社会参加など、e スポーツを活用した地域活性化や地域課題の解決に貢献していく。

2 事業内容

(1) e スポーツ機運醸成事業

- ・ e スポーツ理解促進セミナー
- ・ e スポーツ体験会

(2) とちぎ e スポーツフェスタ（仮称）事業

- ・ e スポーツ競技大会や体験会

(3) その他

- ・ 上記事業のほか、目的を達成するために必要となる事業

令和5(2023)年度収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
負担金	栃木県負担金	14,000
協賛金	企業等協賛金	1,000
合計		15,000

2 支出の部

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
e スポーツ機運醸成事業	e スポーツ理解促進セミナー、高齢者等を対象とした e スポーツ体験会に要する費用	1,500
とちぎeスポーツフェスタ（仮称）事業	e スポーツイベント（とちぎe スポーツフェスタ（仮称））の開催に要する費用	12,500
その他	その他予備的支出に要する経費	1,000
合計		15,000